

訪問介護等サービス提供体制確保支援事業に関するQ & A

番号	項目	質問	回答
1	全体	令和7年度に事業を実施する場合、実際の事業期間はいつからいつまでになるのか。	対象となる事業実施期間は、令和7年4月1日から令和8年1月31日までとなります。 なお、事業実施に伴う支払いについては、令和8年1月31日までに完了してください。 (支払いしたことがわかる領収書等を実績報告書に添付する必要があります。)
2	全体	申請は各事業所単位で行うのか。	交付申請や実績報告は法人単位で提出をお願いします。 なお、法人で複数の訪問介護等事業所の交付申請等を提出する場合は、法人で各事業所分を取りまとめて御提出願います。
3	全体	補助金が事業所に交付されるのは、いつになるのか。	補助事業が完了し、事業所からの実績報告書を県が受理した後、概ね2週間程度で指定した口座に補助金を支払います。 ただし、実績報告書の内容に不備があった場合を除きます。
4	全体	人材確保体制構築支援事業と経営改善支援事業において、複数の区分の事業を実施することは可能か。その場合の補助上限額の考え方はどのようになるのか。 (例:「研修体制の構築の支援」、「経営改善の支援」、「介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援」を実施する場合)	複数の区分の事業を実施することは可能です。 ただし、それぞれの区分毎の補助上限額以内、かつ事業所全体で50万円を上限として補助金を支払います。上限額を超える部分については、各事業所の自己負担となります。

5	全体	人材確保体制構築支援事業における「研修体制の構築の支援」、「中山間・離島地域における採用活動の支援」及び経営改善支援事業における「登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援」、「介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援」の対象経費の例としてどのような経費が挙げられるのか。	Q & A 下部の別表をご確認ください。
6	研修体制の構築支援	人材確保体制構築支援事業の「研修体制の構築の支援」について、別団体等が実施する研修会に職員を参加させ、その費用を事業所が負担する場合も対象となるのか。	事業所が主体的に研修を開催する場合及び外部の研修に参加する場合のいずれも補助対象となります。
7	経験年数が短いホームヘルパーの同行支援	人材確保体制構築支援事業の「経験年数が短いホームヘルパーの同行支援」について、経験年数が短いとは何年までが対象となるのか。	<p>原則として、訪問介護員として勤務した経験年数が1年未満の方を対象とします。ただし、以下のような場合は経験年数が1年を超える場合も対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の事業所等で訪問介護員としていた経験があるが、1年以上のブランクが空いている場合。 ・外国人の方が訪問介護員として勤務する場合。
8	経験年数が短いホームヘルパーの同行支援	人材確保体制構築支援事業の「経験年数が短いホームヘルパーの同行支援」について、同行支援に要した経費はどのように算出するのか。	<p>同行訪問に要した時間に応じて、以下のとおりの基準額を実支出額として算出するものとします。</p> <p>【中山間地域等・離島等地域以外に事業所が所在する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30分未満…2,500円 ・30分以上…4,000円 <p>【中山間地域等・離島等地域に事業所が所在する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30分未満…3,500円 ・30分以上…5,000円 <p>なお、同行訪問が必要な回数については、対象者に応じて、事業所が適切に判断してください。</p>

9	登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援	経営改善支援事業の「登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援」について、常勤化の具体的な勤務条件はあるのか。	各事業所の就業規則で常勤職員として規定されていることが基本となり、社会保険に加入することが必須条件となります。
10	登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援	経営改善支援事業の「登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援」について、対象経費の例として、登録ヘルパー等の離職に伴い、新たに常勤のホームヘルパーを雇用する際に生じる賃金等の差額の経費とあるが、差額をどのように証明するのか。	<p>離職した登録ヘルパー等に対して支給していた賃金実績と、新たに雇用した常勤のホームヘルパーに支給した賃金実績を台帳の写し等で確認をします。</p> <p>なお、離職から新たに常勤のホームヘルパーを雇用するまでの期間は、6か月以内とします。</p>
11	介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援	経営改善支援事業の「介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援」について、外部業者等へホームページ等の作成を依頼する場合の費用や地元新聞等への求人広告掲載料は対象となるか。	いずれも対象となりますが、対象となるのは、広告掲載やチラシ作成、ホームページ開設など、広報活動に要する経費であって、人材紹介会社に対する紹介料など、採用活動に要する経費は対象とはなりません。

別 表（各区分における対象経費の例）

区 分		対象経費の例	
人材確保体制構築 支援事業	ア	研修体制の構築の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護人材の資質向上や定着促進に資する効果的な研修カリキュラムの作成・見直しやキャリアアップの仕組みづくりに要する費用 ・ 介護職員のスキルアップのための研修等の受講に要する費用
	イ	中山間・離島地域における採用活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離島等地域に所在する事業所で、インターンの受け入れや職場体験等を実施するにあたり、定期船の運航時間その他の事情で参加者の滞在が必要となる場合に要する経費 ・ 中山間地域等に所在する事業所で、都市部等で実施される合同説明会や就職フェアなどに出展する場合の移動に係る経費
経営改善支援事業	イ	登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録ヘルパー等が常勤職員としての雇用を希望する場合に必要な賃金等（法定福利費等を含む）の差額の経費 ・ 登録ヘルパー等の離職に伴い、新たに常勤のホームヘルパーを雇用する際に生じる賃金等の差額の経費
	ウ	介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護人材や利用者の確保のために行うホームページの開設・改修に係る経費広報宣材（リーフレット、チラシ等）の作成・印刷等の広報に要する経費